

第1回名古屋競馬経営改革委員会

平成24年4月12日（木）

午後2時から午後3時まで

愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室

次 第

1 挨拶

2 委員紹介

3 座長選出

4 議 題

(1) 名古屋競馬経営改革委員会運営要領（案）について

(2) 前回実施したあり方懇談会以後の動きについて

(3) 愛知県競馬組合の経営状況について

(4) その他

名古屋競馬経営改革委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	職 名 等
小 川 光	名古屋大学大学院経済学研究科教授
奥 野 信 宏	中京大学 理事・総合政策学部教授
高 田 弘 子	都市調査室代表
永 柳 宏	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第2部長
西 脇 明 典	弁護士（労働相談弁護士）
古 橋 利 治	名古屋商工会議所 常務理事・事務局長
増 田 護	中日新聞社 中日スポーツ総局報道部長

名古屋競馬経営改革委員会配席図

資料2

出入口
出入口

傍聴者席	愛知県職員等						記者席
	愛知県職員等		愛知県競馬組合 小崎課長	愛知県職員等			
	愛知県 石黒畜産課長	愛知県 井上主幹	愛知県競馬組合 渡部部長	愛知県 久野技監	名古屋 加藤資金係長	豊明市 伊藤係長	
	愛知県競馬組合 若松副管理者	愛知県 星田次長	愛知県 中野部長	愛知県 大村知事	名古屋 鈴木資金課長	豊明市 吉井財政課長	

事務局

委員7名

名古屋商工会議所 常務理事・事務局長 古橋利治
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究開発第2部長 永柳宏
中京大学 理事・総合政策学部教授 奥野信宏

中日新聞社 中日スポーツ総局報道部長 増田護
労働相談弁護士 西脇明典
都市調査室代表 高田弘子
名古屋大学大学院経済学研究科 教授 小川光

座長

名古屋競馬経営改革委員会配席図

資料2
(事務局用)

座 長

名古屋大学大学院経済学研究科 教授 小川 光	委員 7 名	中京大学 理事・総合政策学部教授 奥野 信宏
都市調査室代表 高田 弘子		三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社研究開発第2部長 永柳 宏
労働相談弁護士 西脇 明典		名古屋商工会議所 常務理事・事務局長 古橋 利治
中日新聞社 中日スポーツ総局報道部長 増田 護		

事 務 局

記 者 席	吉井 豊明市 財政課長	鈴木 名古屋 木資金課長	大村 愛知 知事	中野 愛知 部長	星 愛知 田次長	若松 愛知 合県競馬 管理者組	傍 聴 者 席
	伊藤 豊明市 係市長	加藤 名古屋 資金係長	久野 愛知 技監	渡部 愛知 部部長 競馬組合	井上 愛知 主幹	石黒 愛知 畜産課長	
	愛知 県 職 員 等		小崎 愛知 崎課長 競馬組合	愛知 県 職 員 等			
愛知 県 職 員 等							

出 入 口
出 入 口

名古屋競馬経営改革委員会開催要綱

(趣旨)

第1 名古屋競馬を主催する愛知県競馬組合は、中期振興計画に基づく売上振興策を着実に実施しているが、景気低迷などの影響から厳しい経営状況にある。このため愛知県、名古屋市及び豊明市は、構成団体として、外部有識者等に経営改革などを幅広く検討する名古屋競馬経営改革委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 名古屋競馬の経営改革について
- (2) その他必要な事項

(委員)

第3 委員会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 委員の任期は、最終の委員会が終了する日までとする。

(座長)

第4 委員会には座長を置き、座長は委員の互選とする。

- 2 座長は、委員会を統括する。
- 3 座長が不在の時は、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

(運営)

第5 委員会は、座長が招集し、これを主催する。

- 2 座長は、必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6 委員会の事務局は、愛知県農林水産部畜産課内に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月28日から施行する。

名古屋競馬経営改革委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	職名等
小川 光	名古屋大学大学院経済学研究科教授
奥野 信宏	中京大学 理事・総合政策学部教授
高田 弘子	都市調査室代表
永柳 宏	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第2部長
西脇 明典	弁護士（労働相談弁護士）
古橋 利治	名古屋商工会議所 常務理事・事務局長
増田 護	中日新聞社 中日スポーツ総局報道部長

名古屋競馬経営改革委員会運営要領（案）

1 委員会の開催

- (1) 委員会は、原則として公開とする。ただし、審議会等の基本的取り扱いに関する要綱第8条第1項（1）、（2）に該当し、非公開とするときは、その都度委員会において決定する。
- (2) 委員会の傍聴については、別途座長が定めるところにより、認めるものとする。ただし、前記（1）に基づき非公開とするときは、認めないものとする。
- (3) 委員会の議事概要については、議事録及び会議資料を愛知県農林水産部畜産課のホームページで公表する。

また、委員会の議事録については、愛知県農林水産部畜産課、名古屋市財政局財政部資金課及び豊明市行政経営部財政課が保管し、情報公開については、それぞれの構成団体の情報公開条例を踏まえ、構成団体で協議の上、対応する。

2 事務局会議の設置

- (1) 委員会の適切な運営に資するため、事務局会議を設置する。
- (2) 事務局会議の構成メンバーは、愛知県農林水産部畜産課職員、名古屋市財政局財政部資金課職員及び豊明市行政経営部財政課職員とする。

(参考) 審議会等の基本的取扱いに関する要綱 (平成14年4月1日)

第8条 附属機関の会議は、法令等又は条例により非公開とされている場合を除き、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該附属機関が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)第7条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 (略)

3 所管部局長等は、当該附属機関の会議の終了後は、速やかに当該会議の名称、開催日時、開催場所、議題、審議の概要、出席者数、傍聴者数、問い合わせ先等を記載した議事概要を、不開示情報に該当するものを除き、会議資料、その概要その他の議事概要を理解する上で必要なものと合わせて公表するものとする。

4 (略)

第9条 1～8 (略)

9 附属機関に類する会議の公開については、第8条の規定を準用する。

(参考) 愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号)

(行政文書の開示義務)

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求をしたものに対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一 法令若しくは条例の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある主務大臣その他国の行政機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

二 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

- ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）
- ニ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報がこの条例の目的に即し公にすることが特に必要であるものとして実施機関の規則（警察本部長にあっては、公安委員会規則。第二十三条第二項及び第三項並びに第二十七条において同じ。）で定める情報に該当するときは、当該情報のうち、当該相手方の役職（これに類するものを含む。以下同じ。）及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分（当該相手方の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）
- 三 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- 五 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- 六 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

前回実施したあり方懇談会以後の動きについて

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
構成団体の 取り組み (経営見直し等)	(H16.4) 「名古屋競馬のあり方 懇談会」の設置 ・懇談会 7回 ・小部会 5回 ・他場調査 1回 ・競馬協会との意見交換 1回 (H16.12) あり方懇談会が構成団 体に対して提言 〔提言内容〕 ◎廃止、存続の両論併記 (H17.2) 平成17年度から平成19 年度までの経営状況を もって存廃を判断する 方針を決定			(H19.11) 経営再建計画への取り 組みにより、H17、18と 単年度黒字を確保し、今 後も単年度黒字を確保 することができる見込 みであることから、 知事 が名古屋競馬の存続を 決定。					(H24.4) 「名古屋競馬経営検討 委員会」の設置	
競馬組合の 取り組み	(H17.3) 経営再建計画 の策定	経営再建計画への取り組み			(H20.1) 中期振興計画 の策定	中期振興計画への取り組み				
		・3連勝式馬券 の発売 ・JBC競走の開催 ・競馬場施設の リニューアル ・インターネット による馬券発 売・映像配信		・大須ミニ場外設置	・リレーナイター 発売の拡充 ・他地区競馬場と の連携による広 域発売の拡充	・大型映像装置、 第3スタンド、馬 場の改修 ・JBC競走の開催	・パドック改修 ・ファンスペース部 分の空調改修	・CS無料放送 ・ケーブルテレビ によるダイジェ スト放送 ・ホームページの リニューアル		
馬券売上額	17,219百万円	17,888百万円	17,050百万円	18,772百万円	18,572百万円	19,454百万円	16,049百万円			
単年度収支	△328百万円	46百万円	32百万円	63百万円	165百万円	2百万円	△283百万円			
累積赤字	△4,005百万円	△3,959百万円	△3,927百万円	△3,863百万円	△3,698百万円	△3,695百万円	△3,978百万円			

「名古屋競馬のあり方懇談会」の提言について（要約）

「名古屋競馬のあり方懇談会」の提言（平成16年12月27日）の内容（両論併記）

「もはや経営再建は困難であり、廃止を決断すべきである。」

○ 地方競馬の第一の目的である地方財政への寄与をしていないという現状においては、名古屋競馬を開催する今日的な意義は認められない。

また、経営改善を図るための応急対策やナイター競馬等の売上振興策を行っても、赤字額は一時的に縮小するものの、根本的な赤字解消には結びつかず、その結果、構成団体の負担増につながり、県民、市民に負担を強いることになる。さらに、以下に掲げる問題点があり、起死回生の経営改善策は無いに等しいと言え、そのような中で、名古屋競馬を存続する意義を認めることはできない。

したがって、責任を持って単年度黒字に転換し赤字を解消できる振興策を提案できない以上、廃止を決断すべきである。

○ 問題点

- ・ 最近における急激な売上の落ち込み
- ・ 競馬制度上の問題
- ・ 生活・趣味の多様化
- ・ 施設改修の困難性
- ・ ナイター競馬開催の困難性
- ・ 財政支援の困難性
- ・ 資金繰りの行き詰まり
- ・ 笠松競馬の影響

「期限を設けて再建のために最大限努力し、再建が困難となれば、速やかに廃止を決断する。」

○ 過去に地方自治体へ財政貢献してきたことや競馬関係者も多く、また、地域経済への影響も少なくないことから、経営改善の可能性を探る努力が必要である。

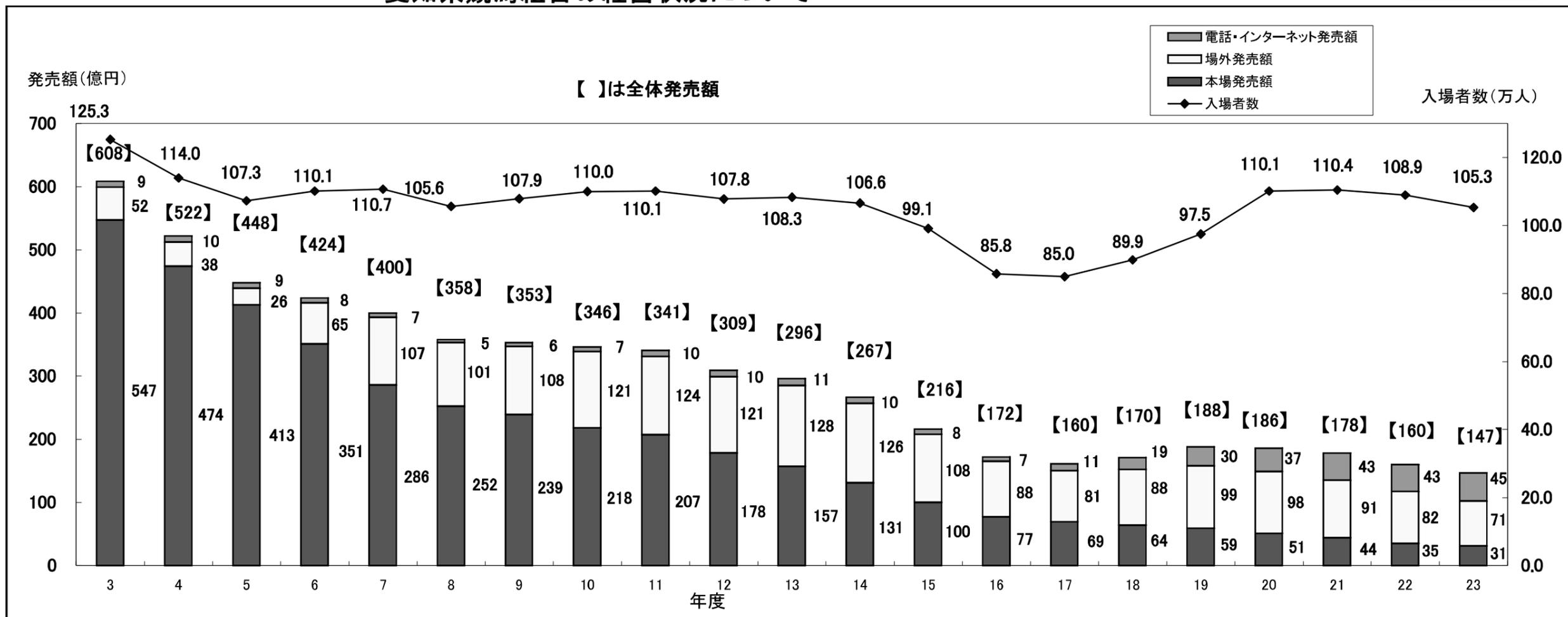
競馬組合が、現在取り組んでいる、経営改善計画では、単年度収支の黒字化という目標は達成が不可能な状況である。しかし、一方で、全国の地方競馬主催者の中には、経営再建に向け努力しているところも見受けられるので、これが最後に残された道という意識をもって、以下の売上振興策やコスト削減に取組み、単年度収支の黒字化を図ることを求めたい。

なお、この単年度収支の黒字化は、名古屋競馬が存続していくための条件であって、これ以上赤字が増大することは許されない。従って、これまで2度にわたり実施してきた経営改善計画の実績を踏まえて、再建のための期間を設け、出来る限りの努力を行った結果、収支の改善が見られず、単年度収支の均衡が見込まれない場合には、速やかに廃止を決断する必要がある。

○ 売上振興策等

- ・ PR活動の積極的な展開
- ・ 施設の改修によるイメージアップ
- ・ 場外発売所の設置及び広域場間場外発売の展開
- ・ 魅力あるレースの提供
- ・ 新種馬券（三連勝式・重勝式）の導入
- ・ 電話・インターネット投票の拡大
- ・ 固定経費の削減
- ・ 国、日本中央競馬会及び地方競馬全国協会等への要請

愛知県競馬組合の経営状況について



※平成17年度及び平成21年度は、JBC競走発売分を除く。

(単位: 千人・百万円)

年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
開催日数	164	164	164	157	158	154	150	150	150	150	148	140	136	129	127	131	129	129	129	123	122
入場者数	1,253	1,140	1,073	1,101	1,107	1,056	1,079	1,100	1,101	1,078	1,083	1,066	991	858	850	899	975	1,101	1,104	1,089	1,053
発売額	60,830	52,163	44,843	42,400	40,020	35,807	35,349	34,630	34,095	30,905	29,636	26,655	21,607	17,219	16,016	17,050	18,772	18,572	17,834	16,049	14,692
1日あたり発売額	371	318	273	270	253	233	236	231	227	206	200	190	159	133	126	130	146	144	138	130	120
1人あたり発売額	49千円	46千円	42千円	39千円	36千円	34千円	33千円	31千円	31千円	29千円	27千円	25千円	22千円	20千円	19千円	19千円	19千円	17千円	16千円	15千円	14千円
単年度収支	1,723	△ 605	△ 618	△ 884	△ 1,595	△ 1,259	△ 190	△ 544	△ 298	△ 920	△ 366	△ 120	△ 416	△ 328	46	32	63	165	2	△ 283	
実質収支(累積赤字)	3,680	1,176	214	0	34	△ 823	△ 1,013	△ 1,557	△ 1,855	△ 2,775	△ 3,141	△ 3,261	△ 3,677	△ 4,005	△ 3,959	△ 3,927	△ 3,863	△ 3,698	△ 3,695	△ 3,978	

(注) インターネットは平成14年度から発売。

入場者数は、電話・インターネット利用者を含めない。

一人あたり発売額は、発売額を入場者数で除した金額。

平成17年度及び平成21年度は、JBC競走発売分を除く。

JBCを含めると
17,888

JBCを含めると
19,454

今後の名古屋競馬経営改革委員会の進め方

項目	時期	検討内容
第1回委員会	4月12日	(1) 運営要領について (2) 前回実施したあり方懇談会以後の動きについて (3) 愛知県競馬組合の経営状況について
第2回委員会	7月	(1) 名古屋競馬平成23年度決算見込み (2) 前回のあり方懇談会で指摘された問題点の再検証 (3) 現地調査（名古屋競馬場、弥富トレーニングセンター）
《以後、おおむね2～3か月に1度を目途に開催を予定》		
最終委員会	25年度前半	(1) 提言案の取りまとめ、公表